

○京都市保健所運営協議会条例施行規則

昭和 31 年 9 月 1 日
規則第 21 号

京都市保健所運営協議会条例施行規則

(委員の定員)

第 1 条 保健所運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定員は、30 人とする。

(委員の委嘱等)

第 2 条 協議会の委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員、関係民間団体の役員その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(幹事及び書記)

第 3 条 協議会に、幹事 1 人及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、保健所職員中から市長が命ずる。

附 則

1 この細則は、公布の日から施行する。

2 京都市保健所運営協議会規則(昭和 24 年 12 月 15 日京都市規則第 100 号)は、廃止する。

3 この細則施行の際現に京都市保健所運営協議会規則に基き委員である者は、この細則により委嘱又は任命された委員とみなし、その任期は、同規則により委嘱又は任命された日からこれを起算する。

附 則(昭和 41 年 4 月 30 日規則第 25 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和 41 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 6 月 11 日規則第 64 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 2 月 28 日規則第 80 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 124 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。